

答申書

「瑞穂市図書館分館の充実に向けた取組について」

平成30年11月20日
瑞穂市社会教育委員の会

答申の要旨

- 1 瑞穂市図書館分館の充実を図る理由について
- 2 目指す分館の姿について
- 3 子ども図書館とするための具体的な方法について

(1) 施設の充実について

- ① 分館周辺の施設等の整備と連携した計画の推進について
- ② 子どもたちが来館しやすくするための環境整備について
- ③ 子ども図書館として利用しやすい環境整備について
 - ア 子ども図書館の玄関としてふさわしい環境整備について
 - イ 子どもたちの情操教育を推進する場としての充実について
 - ウ 図書に親しむことができるスペースの充実について
 - エ 子どもたちが利用しやすい環境整備について
 - オ 学習室の充実について
 - カ 障がいのある子どもたちへのサービスについて
 - キ 乳幼児と共に来館する保護者への配慮事項について
 - ク 休憩スペースの充実について

(2) 図書の充実について

- ① 蔵書について
 - ア 子どもたちが興味関心をもつ、あるいは子どもたちに読ませたい図書の充実について
 - イ 子育て・教育関係図書の充実について
 - ウ DVD の貸出について
- ② 子どもたちや保護者が利用しやすい図書の配架について
 - ア 発達年齢別（乳児・幼児・小学生・中高生）の配架等、利用しやすい配架の工夫について
 - イ 子どもたちの興味関心を引き付ける配架の工夫について
 - ウ 子育て・教育関係図書の配架の工夫について
- ③ 分かりやすい図書の紹介について
 - ア 特集やコーナーによる効果的な図書の紹介について
 - イ 本の魅力を伝えるPOP等による図書の紹介について
- ④ 図書を借りやすくするための環境整備について
 - ア 自動貸出機の設置による貸出の推進について
 - イ 図書の返却場所の増設について
- ⑤ 上記4点を可能とする図書棚等の図書館備品の充実について

(3) 魅力を伝えるための工夫について

① 魅力的な行事等の実施について

ア 学校の長期休業中の事業のより効率的な実施について

イ 読み聞かせ等の定期的な事業の充実について

ウ 保育所・幼稚園・小中学校との連携について

エ 地域と連携した行事について

② 図書館の魅力を伝えるための広報の工夫について

③ 図書館カードや読書通帳の有効的な活用について

ア 図書館カードについて

イ 読書通帳について

(4) 職員・ボランティアの充実について

① 職員の資質向上について

② ボランティアの積極的な活用について

ア 既存の読書ボランティアの積極的な活用について

イ 新規の読書ボランティアの育成について

4 子ども図書館としての充実を図るための配慮事項について

(1) 施設・設備について

(2) 市民の意見聴取について

(3) 機能を充実させるための設計等の実施について

(4) 保育所・幼稚園・小中学校との連携について

(5) 「子ども読書のまち」宣言について

1 瑞穂市図書館分館の充実を図る理由について

子どもたちがその成長に応じて、多くの本に出会い、本を読むことの喜びと満足感を感じることができるようにするためにには、読書のきっかけづくりから読書習慣の形成・確立、そして自主的な読書活動にいたるまで、家庭・地域・保育所・幼稚園・学校・図書館等が相互に連携しながら社会全体で推進することが必要です。

瑞穂市は、平成28年4月1日制定の「瑞穂市教育大綱」において『教育立市みずほ』を基本理念の表題とし、平成29年度から、その理念を具現化するための重点活動の一つとして「読書のまち みずほ」を掲げ、各事業を推進しています。現在、各保育所・幼稚園・小中学校においても、子どもたちの読書活動の推進を図るために、積極的な取組を行っているところです。

この重点活動をより一層効果的に推進するためには、瑞穂市図書館本館(以下「本館」という。)の充実とともに、瑞穂市西部複合センター2階にある瑞穂市図書館分館(以下「分館」という。)を子どもの読書活動推進の拠点として位置づけ、「子ども図書館」として環境整備を図っていく必要があります。

また、この分館の充実については、瑞穂市子どもの読書活動推進会議主催の保護者アンケート結果(平成30年4月実施)においても、市民が強く要望していることであり、瑞穂市内のほづみ幼稚園長・小中学校長で組織する園長・校長会や、読書サークル・読み聞かせ団体等のボランティア団体も求めているところです。

このように、分館を「子ども図書館」として充実を図ることにより、瑞穂市の未来を担う子どもたちが読書を通じて人生をより豊かに生きていくことを願っています。

2 目指す分館の姿について

「子ども図書館」として充実していくためには、本館との連携を図りながら、独立した図書館として位置づけ、次の3点を目指す姿として経営を進めていくことが大切です。

- (1) 子どもたちが楽しく本に親しみ、進んで学習できる図書館
- (2) 周辺施設の整備と連携した、親子がふれ合うことができる図書館
- (3) 保護者が子育てを学ぶことができる図書館

上記のような姿を目指すために、次の3点を明確にしておく必要があります。

- ・ 子どもたちが声を出しながら安心して本に親しむことができる図書館とします。
- ・ 子ども図書館として親しみがもてるような名前を付けます。
- ・ 利用者の主な対象を、乳幼児から中高生の子どもたちとその保護者とします。

3 子ども図書館とするための具体的な方法について

上記「2」に示す図書館としていくための具体的な方法として、次の(1)～(4)の4点を示します。これらの点を参考にしながら、子どもたちや保護者に親しまれるような魅力ある経営をしていくことが大切です。

(1) 施設の充実について

① 分館周辺の施設等の整備と連携した計画の推進について

分館周辺には大月浄水公園や「(仮称)中山道大月多目的広場」の整備計画があります。そうした施設等の整備との連携を図りながら、子どもたちや保護者が図書に親しむができるような環境整備をすることが大切です。

周辺施設においても、子どもたちが安心して遊ぶことができる遊具を設置することにより、周辺施設も含めて、ゆっくりと1日を過ごす中に図書に親しむ時間を取りができるような環境整備が必要です。

② 子どもたちが来館しやすくするための環境整備について

多くの子どもたちは保護者と一緒に分館に来ることができません。子ども図書館として経営を進めるためには、市内の子どもたちが子どもだけでも来館できるような公共交通機関の環境整備を図ることが大切です。

また、併せて、現在計画中の「(仮称) 中山道大月多目的広場」や西部複合センター1階の「巣南保健センター」も含めた周辺施設の利用者も利用しやすくなるような、交通手段の充実等の環境整備が必要です。

そのために、みずほバスや路線バスの再編や増便、あるいは分館前にバスの停留所を設置するなど、市民のための交通環境の整備を図ることが大切です。

③ 子ども図書館として利用しやすい環境整備について

子どもたちや保護者に「子ども図書館として楽しく利用しやすい。」と実感してもらえるような環境整備を図ることが大切です。そのための方法として、次のア～クの8点を例示します。

ア 子ども図書館の玄関としてふさわしい環境整備について

西部複合センターの東側の道路（県道曾井中島美江寺大垣線）に面した付近に、分館が子ども図書館であることが分かるような看板等の設置が必要です。

その上で、1階の西部複合センター入り口から2階の階段付近にかけては、子どもたちや保護者が楽しみながら図書館に入ることができるような、子ども図書館の玄関としてふさわしい明るい環境整備が必要です。

イ 子どもたちの情操教育を推進する場としての充実について

図書館は豊かな情操教育の場です。そのための環境整備として、図書館の内外も含めて、季節感にあふれた掲示等をすることにより、情操教育を推進することが必要です。

ウ 図書に親しむことができるスペースの充実について

現在も分館ではカーペット敷きのスペースを設置し、乳幼児やその保護者が図書に親しむことができるような環境整備がなされています。分館を子ども図書館として見直す中ににおいて、そのスペースのより一層の効果的な活用方法を考えていくことが必要です。

エ 子どもたちが利用しやすい環境整備について

現在分館の閲覧室中央には、大人も使うことができる机と椅子が配置してあります。子ども図書館として充実をさせるためには、机や椅子等の備品の配置を子ども用を中心にする必要があります。それが子どもたちにとって利用しやすい環境整備につながります。

オ 学習室の充実について

子どもたちが進んで学習するための環境整備を推進するためには、現在の学習室の規模を維持しつつ、落ち着いた学習環境をつくることが大切です。

カ 障がいのある子どもたちへのサービスについて

障がいのある子どもたちへのサービスとして、点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、分館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービス等の実施に努めることが大切です。

キ 乳幼児と共に来館する保護者への配慮事項について

乳幼児と共に来館する保護者のために、男性用トイレにもベビー用チェアを設置したり、母親が赤ちゃんに授乳をするための授乳室を設置したりするなど、赤ちゃん連れの保

護者に優しい配慮が必要です。

ク 休憩スペースの充実について

子どもたちや保護者が1日図書館で楽しく過ごすためには、飲食スペースのほかに飲み物の自動販売機等を設置するなど、一息つくことができる休憩スペースの充実が必要です。

(2) 図書の充実について

子ども図書館として経営を進める上で最も大切なことは、児童用図書の充実を図ることです。そのための方法として、次の①～⑤までの5点を例示します。

① 蔵書について

ア 子どもたちが興味関心をもつ、あるいは子どもたちに読ませたい図書の充実について

図書に親しんだり、図書を楽しんだり、図書から学んだりする子どもたちを育成するためには、子どもたちが興味関心をもつ、子どもたちに読ませたい図書を充実させることが大切です。特に、子ども図書館として、乳児用・幼児用・小学生用・中高生用という各年齢層にふさわしい図書や、ふるさと瑞穂を学ぶことができる図書の充実を図ることも大切です。

こうした充実させたい図書の分野の代表として、次の4つを例示します。

- ・絵本（子ども用の大判も含む）、紙芝居
- ・体験や調べ学習の参考となる図書
- ・瑞穂市の文化や自然に関する図書
- ・物語の英語版の図書

イ 子育て・教育関係図書の充実について

子ども図書館としての充実を図るためにには、大人が利用する一般図書のうち、子育て、あるいは教育関係図書に焦点を当てた充実を図ることが大切です。

ウ DVDの貸出について

現在AV資料のうちDVDの貸出がなされていません。DVD資料の貸出は利用者にとって図書の貸出と同様に、図書館に期待することであり、今後その検討が必要です。

② 子どもたちや保護者が利用しやすい図書の配架について

ア 発達年齢別（乳児・幼児・小学生・中高生）の配架等、利用しやすい配架の工夫について

子どもたちが興味関心をもつ図書、あるいは子どもたちに読ませたい図書は、子どもの発達年齢（乳児・幼児・小学生・中高生）により大きく異なります。そのために、分かりやすい配架の工夫が必要です。それらの例として次のようなものがあります。

- ・ 発達年齢別を「乳児・幼児・小学生・中高生」とし、その年齢別による配架
- ・ 日本十進分類法を配架の基本とし、書籍名の「あいうえお」順や特集コーナーの設置等、子どもたちが図書を手に取りやすくするための配架
- ・ 特集やコーナー等、関連図書をまとめることにより利用をしやすくするための配架

イ 子どもたちの興味関心を引き付ける配架の工夫について

乳児や幼児を中心とする小さな子どもたちにとって、絵本等の表紙ができる限り見せるような配架の工夫をすることは、この年齢層の子どもたちの図書への興味関心を引き付ける有効な方法の一つです。

ウ 子育て・教育関係図書の配架の工夫について

子育て、あるいは教育関係図書を利用する保護者の中には、子育てについて悩み、その解決につなげるために分館を利用される場合があります。こうした保護者のために、できる限り他の人の目を気にすることなく利用できるような配慮が大切です。

③ 分かりやすい図書の紹介について

子ども図書館は、図書を分かりやすく紹介することが大切です。

ア 特集やコーナーによる効果的な図書の紹介について

特集やコーナーを設置し、関連図書をまとめて配架することは、子どもたちにとって効果的な図書の紹介方法です。それらの例として次のようなものがあります。

- ・課題図書コーナー
- ・教科書に掲載された本コーナー
- ・おすすめの本コーナー
- ・夏休みの作品作りコーナー
- ・作者コーナー
- ・瑞穂市コーナー

また、これらの特集やコーナーは図書館入り口付近等の利用者の目に付きやすい場所に設置することが大切です。

イ 本の魅力を伝えるPOP等による図書の紹介について

子どもたちにとって分かりやすい図書の紹介方法として、本の魅力を伝えるPOPや掲示等も有効です。こうした方法の積極的な活用が必要です。

④ 図書を借りやすくするための環境整備について

図書を借りやすくするための環境整備として、次のようなことも必要です。

ア 自動貸出機の設置による貸出の推進について

現在は図書館職員が貸出・返却事務を行っていますが、今後は自動貸出機を導入し、子どもたちや保護者が図書を借りやすくなるための環境整備を図ることが大切です。

イ 図書の返却場所の増設について

現在図書の返却は本館・分館の受付窓口、あるいは開館時間外は返却ポストで対応しています。しかし、自宅近くの公共施設に借りた図書の返却場所があれば、利用者にとって、図書の借りやすさにつながります。増設する返却場所の候補として次の場所があります。

瑞穂市穂積庁舎、巣南庁舎、総合センター、市民センター、巣南公民館

牛牧北部防災コミュニティーセンター、牛牧南部コミュニティーセンターワークの泉州本田コミュニティーセンター、穂積駅駐輪場

⑤ 上記4点を可能とする図書棚等の図書館備品の充実について

上記の①～④に示す4点の整備を推進するためには、図書棚等の図書館備品の充実も必要です。そのためには、必要に応じて新たな備品等の購入も必要となります。

(3) 魅力を伝えるための工夫について

「子ども図書館」としての魅力を、次のように市民に伝えることは大切なことです。

① 魅力的な行事等の実施について

ア 学校の長期休業中の事業のより効率的な実施について

現在、学校の長期休業中に開催されている様々な事業は、大変好評です。しかし、応募者多数のために参加できない子どもたちがいるという課題もあります。こうした課題を解決するために、内容の充実とともに、同一事業の開催回数を増やしたり、定員を増やしたりするなど、多くの希望ができる限り受講できるような効率的な事業の実施が求められます。

イ 読み聞かせ等の定期的な事業の充実について

毎週土曜日 14:30と毎月第3・4金曜日 10:30に開催されるボランティアによる「おはなし会」も好評の事業の一つです。今後も図書館の中心事業の一つとして、魅力ある「おはなし会」の実施が求められます。

ウ 保育所・幼稚園・小中学校との連携について

現在、分館は、巣南地区の保育所・小中学校を中心に調べ学習や見学等の利用があります。しかし、子どもの読書活動推進の拠点として、今後さらに市内の保育所・幼稚園・小中学校の団体利用を増やすためには、それぞれの職員に分館の魅力を知ってもらうことが大切です。その方法の一つとして、分館において、これらの職員の研修会等を開催することが考えられます。

エ 地域と連携した行事について

土日等の休日においては、個人の利用がほとんどです。子ども図書館としての充実を図るためには、地域の子ども会等の活動の場の一つとなりうるような工夫も必要です。

② 図書館の魅力を伝えるための広報の工夫について

図書館の広報としては、現在HPによる広報やちらしの配布等が主な方法となっています。今後は、子どもたちにとって分かりやすく利用しやすいHPを作成するなどの広報の工夫が必要です。

また、分館が魅力的な子ども図書館であることを市民に知っていただくため、DVD等の映像を利用した積極的なPRが必要です。特に、保育所・幼稚園・小中学校の子どもたちにその映像を視聴してもらい、子ども図書館としての魅力を実感してもらうことが大切です。

③ 図書館カードや読書通帳の有効的な活用について

現在図書館の利用者には、図書館カードの登録や読書通帳の配布を進め、図書館の利用に供しています。さらに、これらの有効的な活用を図るため、次の2点に取り組む必要があります。

ア 図書館カードについて

瑞穂市子どもの読書活動推進会議主催の保護者アンケート結果（平成30年4月実施）によれば、保護者の図書館カードの保持率は、保育所・幼稚園児の保護者が69%、小学生・中学生の保護者は87%となっており、保護者の図書カード保持率を高める必要があります。特に、保育所・幼稚園児の保護者の保持率を高めるための保育所・幼稚園との連携が必要です。これが、保護者に図書館に興味関心をもっていただくきっかけにもなります。そして、それが保護者にとって自分の子どもを連れて図書館を訪れる動機付けともなります。

イ 読書通帳について

平成29年11月に配布を開始した読書通帳を、乳幼児から中学生にまで配布していますが、一般市民にも有効に活用してもらうことができるような方法を今後も検討していく必要があります。

（4）職員・ボランティアの充実について

① 職員の資質向上について

現在図書館のカウンター業務等、窓口業務を担当する職員は、全員図書館司書の資格を有しています。今後も、図書館司書の資格を有する職員の雇用の方針を堅持していくことが必要です。

その上で、児童図書等を含む図書館資料に関する広範な知識や、子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する知識、子どもの読書活動に関する知識・技能を身に付け、子どもや保護者に対して、図書に関する案内や助言を行うことができるような、より専門的な資質向上を図ることが大切です。

② ボランティアの積極的な活用について

ア 既存の読書ボランティアの積極的な活用について

現在多くの読書ボランティアが積極的に本館、分館において活動しています。今後も事業への協力をはじめとする積極的な活用が、図書館経営の充実につながります。

イ 新規の読書ボランティアの育成について

子ども図書館としての充実をさらに図るために、新規の読書ボランティアを育成し、ボランティアとして新たに活動してもらうことが必要です。

4 子ども図書館としての充実を図るための配慮事項について

子ども図書館としての充実を図るために、次の（1）～（5）に例示する5点のような配慮事項にもとづき、計画を推進していく必要があります。

（1）施設・設備について

子ども図書館としての充実を図るために、施設の新たな改修や蔵書・備品等の購入等が必要となります。

（2）市民の意見聴取について

子ども図書館としての充実を図るために、利用者である子どもたちやその保護者の立場に立った図書館の計画を推進していく必要があります。そのためには、市民から利用者としての意見を積極的に取り入れた計画を作成することが大切です。

（3）機能を充実させるための設計等の実施について

市民の意見等を反映しながら、望ましい子ども図書館として、充実した機能をもつような整備を図っていくためには、専門的な知見をもつ設計者等に設計業務等を委託することが大切です。業者の選定にあたっては、プロポーザル方式による提案型での業者選定が望ましいと思われます。

（4）保育所・幼稚園・小中学校との連携について

子どもたちの読書活動を推進するためには、保育所・幼稚園・小中学校とのより一層の連携が必要となってきます。

その方法の一例として、それぞれの施設と図書館（本館・分館を含めた）の貸出システムのネットワークの構築が考えられます。本館や分館の図書もそれぞれの施設の図書もネットワーク検索で、読みたい本の所在が分かり、借りたい本が自分の近くの施設で受け取れるような、子どもたちや保護者の利便性を図る環境整備が大切です。

（5）「子ども読書のまち」宣言について

「子ども図書館」を子どもの読書活動推進の拠点施設として位置づけ、子どもたちが進んで図書に親しみ、図書を楽しみ、図書から学ぶようになるための機運を醸成するためには、「子ども読書のまち」宣言をすることが大切です。また、そのためには子どもの読書活動を推進する牽引力となるような、瑞穂市が一体となった取組が大切です。